

# 吉原における客の身分

—遊女評判記を中心に—

Social position of visitors to Yoshiwara

— Focusing on *Yujo hyoban-ki* as main historical materials —

高木まどか

〈abstract〉

This study examines the discourse that visitors' social position did not make sense in *Yoshiwara of Edo*, using *Yujo hyoban-ki*, which is one of the classifications of a story book *Kanazoshi*, in this paper.

In the *Edo* period, there were some districts of licensed brothels, such as *Shinmachi in Osaka*, *Shimabara in Kyoto*, and *Yoshiwara in Edo*. Previous studies often explained that these brothel districts were places beyond the social order that visitors' social statuses did not make sense. Although there were also some positions contrary to such explanation, the dispute in a scientific meaning has not arisen between different positions. Moreover, each dispute does not show clear basis and is not necessarily an empirical discussion. In this paper, I focus on the difference in positions and the insufficient demonstration in such previous studies. Then, I'll consider why the opinions about the treatment of a visitor's status in brothel districts are divided, and how the visitor's status was in fact treated in brothels.

In considering these, I use *Yujo hyo-banki*, which is one of the classifications of *Kanazoshi*, as the primary historical sources. Although

*Yujo hyo-banki* is a document which describes the reputation of each prostitute, there are some description of visitors' aspects finely, which observe visitors' actual conditions in brothels. In this paper, I verify how visitors' social positions in brothel districts are treated, by mainly focusing on Yoshiwara from the second half of the 17th century to the middle of the 18th century, when many description about visitors to the brothels are seen in *Yujo hyo-banki*.

## はじめに

近世において、多くの客は何を求め遊廓に通ったのであろうか。この問いに対しては既に種々の議論がなされ、ある程度一定した見解が出されている。

最も一般的な説明は、言うまでもなく、性的欲求の解消を目的とする登楼である。とりわけ江戸においては、男女比の不均衡が、男性を遊廓に向かわせる大きな要因になったと考えられている。また、こういった遊廓本来の機能に即した目的のためだけでなく、非日常を楽しむ娯楽の場としても、遊廓は求められていたとされる。すなわち、物見遊山や恋愛、見知らぬ他者との交流を楽しむことも、遊廓では行われていたのがある。

こういった見解に伴い、遊廓はしばしば世俗的な身分・階級・貴賤といった近世社会一般の論理が持ち込めない、特異な場として説明される。たとえば、廓について包括的な議論を行った西山松之助氏は、廓は、大名でも町人でも「公平に通用」するような「世の中

の生活倫理から切りはなされた」遊びの世界として求められ、実際にそれを叶える「現実を遮断した特別な社会」として存在した、との見解を示している(一)。

市街地から隔離された廓において独自の秩序や文化が生じたという見解は、これまでの廓研究において少なからず示されてきたものである。しかし、こういった遊廓像を否定する立場も、また存在する。国文学の視点から廓を論じた中野三敏氏は、廓は、建て前はどうかあれ「日常と一つながりの場所」であり、身分秩序はもちろん「廓外の倫理がすべて通用する」場であったことを強調している(二)。

遊廓が現実社会に存するものであった限り、西山氏の述べるような、いわば理想郷的な遊廓像に疑問をもつ立場があるのも当然である。だが、廓において「廓外の倫理がすべて通用」したとする中野氏の見解も、西山氏が注視したような廓の性質を捉えきれていないように思われる。つまり、西山氏の説明だけでも、中野氏の説明だけでも、廓における身分をめぐる状況は表しきれないように考えられるのである。

しかしながら、両氏の見解がいずれも廓の本質をつ

いているように思われるのも、また事実である。それは、両氏が正反対の見解を述べているにも関わらず、である。現状においては、こういった相反する遊廓像についての考証や、異なる立場間による直接的な議論の交流は行われていない。したがって、廓における身分を考えるためには、それぞれの立場が何をもって主張を行っているのか、また、なぜ同様に廓の研究を行いなから正反対の見解が生じるのかといったことについて、更なる検証を行っていく必要があるだろう。

本稿ではこのような先行研究の不足を出発点として、遊廓における客の身分についての言説を、主に遊女評判記から問い直すことを目的とする。遊女評判記とは、仮名草子の分類の一つで、遊女の評判や遊興論、遊里案内などを記す類の書である。この遊女評判記を主な史料として扱い、廓における客の身分についての記述を分析することで、先行研究における立場の違いを検証していくこととしたい。

また、近世には京都の鳥原、大坂の新町、江戸の吉原といった遊廓があったが、この内本稿で主な対象とするのは、十七世紀後半～十八世紀中頃の江戸吉原で

ある。十七世紀後半の吉原は、幕命による移転（明暦三年（一六五七）と引き換えに、それまで許されなかった夜売りが許可され、客の大衆化が進んだ時期である。従来昼に遊んでいた大金を落とす武士層に加えて、昼には遊べなかった町人の客も徐々に増大し、吉原隆盛の時であった。扱う範囲の区切りとする十八世紀中頃（宝暦期）は、後に述べる通り遊女評判記の区切りでもあるが、吉原の衰微と岡場所の台頭が始まった頃である。以上のとおり、約一世紀の間の吉原の移転後の隆盛から衰微に焦点をあてながら、この他の遊郭・時代についても傍証として参照しつつ、廓における身分について検討を進めていくこととしたい。

## 第一章 客の身分をめぐる言説と遊女評判記

本章では、まず遊廓における客の身分についての議論を整理・検討した上で、本稿で中心的に扱う遊女評判記について、その概要を述べていくこととしたい。

### 第一節 客の身分をめぐる言説

まず、遊廓において客の身分が意味をなさなかった

とする主張をみていこう。このような見解を示す議論としては、西山松之助著『くるわ』<sup>(三)</sup>、郡司正勝著『歌舞伎と吉原』<sup>(四)</sup>、小森隆吉著「〈廓〉の世界」<sup>(五)</sup>、高田衛著「廓の精神史―公界と悪所」<sup>(六)</sup>などを挙げることができる。ただし、郡司氏・小森氏らは、この問題について詳細な記述を行っていない。したがってここでは、客の身分に関する見解が論の重要な部分を成している、西山氏・高田氏の議論に注目し、詳しく検討していきたい。

まず、西山氏の議論からみていこう。西山氏は昭和三十八年の『くるわ』において、遊女の用いた「里言葉」を考察する中で、客が廓に求めた役割に論及している。氏はまず、遊女が里言葉や名前を新しく備えた理由について、遊女は多く貧乏人の子供たちであり、その生々しい過去を断ち切るためにこれらを用いたが、それは経営者・遊女にとって必要だっただけでなく、何よりも「遊客にとつてそこには全く別世界の美女が最も好都合であったからである」という。では、なぜ客にとつて「別世界」が「好都合」であったのであるのか。この点については次のように説明がなされ

ている。

廓のあそびは、単にセックスの問題だけではなく、それはもちろん最大の比重を占めてはいたが、江戸時代という封建社会の枠の中に生きていた人間のあそびの場であったという点で、セックスをめぐる今一つの重要な要因があった。それは、封建社会の枠をはずして、現実から昇華した別世界にあそぶという、そのあそびをかなえる場として、廓は大きな役割を果たしたのである。(七)

つまり廓は、単に性欲を満たすだけでなく、「封建社会の枠をはずし」た「現実から昇華した別世界」としても求められていたという。その「別世界」については、次のようにも述べられている。

大名が大名として、僧正様が聖僧として、町人がいやしい身分として、現実社会の一般通念で遇されたのでは、あそびの意味は少しもかなえられないのである。そういう枠を完全にとりはら

て、ここばかりは現実世界とは別世界、人間が人間として、一両の金が一両として、それは大名でも町人でも、公平に通用する世界、徳川封建社会という、世の中の生活倫理から切りはなされた人間のいとなみができる世界を設定する必要がある。そうしてはじめて、廓はあそびの世界として大きな役割を果たしたのである。

廓というところは、そういう意味で、封建社会という江戸時代の現実社会の中では、その現実を遮断した特別な社会であった。(八)

すなわち西山氏は、廓あそびは身分が取り払われた「公平に通用する世界」で叶えられる必要がある、廓はそれを叶える「現実を遮断した特別な社会」として役割を果たした、とみているのである。但し西山氏のこの見解は「里言葉」の考察から導き出されたものであり、実際に遊廓が「現実を遮断した特別な社会」であったことを示す史料については、あえて註を残していない。

西山氏と同様の見解を示す高田氏は、「廓の精神史

―公界と悪所―において、廓には「廓外とはまったく類を異にした、厳然たる掟」が存在し、この掟が機能するかぎりにおいて、客にとつては見せかけであるものの、廓が世俗の身分制などを持ち込めない「一種の秩序外」であり、「解放地」であったと述べている(九)。論拠とする史料は延宝六年(一六七八)序の『色道大鏡』であるが、これについては第二章において詳述することとしたい。

一方で、このような考えを否定する見解もある。遊廓における遊興規範の生成過程を論じた中野三敏氏は、廓という場や、そこに生じた文化的創造力の特異性を認めながらも、その特殊性を強調する見解を批判している。すなわち、以下の記述である。

廓という場所は日常の世界から隔離された場所である。しかしだからといって、非日常の世界ではあり得ない。廓に関して非日常的な性格のみが往々にして強調されるくらいがあるが、建て前はどうかあれ、実情はやはり日常と一つながりの場所であった。したがってここでは当然のこと廓外

の倫理がすべて通用するところであり、廓内のみ  
の倫理などあり得ない。身分階級においても然  
り。大名、武士は身分によって尊敬され、また金  
持ち町人はその経済力によって尊敬されること、  
やはり廓外と同じことである。一步内へ這入れば  
武士も町人も同列といういのは、廓の建て前だけ  
のこととせねばなるまい。(一〇)

中野氏はこのように、廓が日常から隔離された場で  
あることを認めながら、しかしあくまで日常とつな  
がった「廓外の倫理がすべて通用する」場所である  
し、非日常的な性格を強調する傾向を批判してい  
る。中野氏は結論として、廓における階級的な「あこがれ」  
こそが廓の文化的創造力を保持し、「すい」「つう」「い  
き」といった遊興規範を養ったとしており(一一)、そ  
ういった意味で氏は、廓における身分秩序の存在に重  
要な意味を見出しているといえよう。但し、中野氏の  
この見解は遊興規範の考察から導き出されたものであ  
り、西山氏と同様に論拠となる史料は示していない。  
以上、廓と身分に関する主要な議論を概観してき

た。これらをまとめると、先行研究においては、廓で  
客の身分が意味をなさなかったとする見解が多くみら  
れるものの、その殆どは史料に基づいた実証による見  
解ではない。これに反する中野氏も、具体的な史料を  
挙げての反証は行っていない。また、高田氏のように  
論拠を挙げ議論を行っている場合もあるが、それに反  
する見解には触れられておらず、異なる立場の間に学  
術的な意味での論争は起きていない。加えて、中野氏  
の反証は西山氏・高田氏の見解を全く否定するもので  
あるが、両氏が中野氏の指摘するような廓の状況を、  
まるでなかったという風に考えていたとも思われない。  
たとえば西山氏は『くるわ』の「遊客」の項において、  
吉原で「武家」が一般にきらわれたため、武家が町人  
風に身をやつして登楼したことを述べている(一二)。  
これは廓内の論理によって廓外の身分秩序が一時的に  
逆転した例であり、西山氏は廓が「公平に通用する世  
界」とはいない難しいケースをも認識していたといえよ  
う。そういった意味で、氏の主張は矛盾をはらむもの  
のようにも見受けられる。

こういった矛盾や論者による見解の違いは、何に

よって生じているのだろうか。依拠する史料やその年代の違いかとも思われるが、高田氏が論拠とする『色道大鏡』（後述）は廓研究において度々言及される重要な史料であり、中野氏・西山氏も扱っている<sup>(一三)</sup>。つまり三者は同じ史料を扱いながらも、遊廓における身分について、異なる認識を有しているのである。これはなぜなのだろうか。

この疑問を解消するためには、研究者の視点の差異に注目するだけでなく、まずは遊廓における客の身分に関する実態を把握する必要があるだろう。この目的の検証に適すると考えられるのが、本稿で中心的に扱う、遊女評判記である。仮名草子の分類の一つである遊女評判記は、文字通り遊女の評判をなす類の書であるが、中には遊女の評判のみでなく、登楼した客のエピソードや、客の身分についての記述もみられる。先行研究において、こういった評判記にみられる客についての記述はほとんど取り上げられておらず、廓における客の身分をめぐる実態を把握するためには、有用な史料である。本稿ではこの遊女評判記の分析をおとし、廓における客の身分について検証を行なっていく

たい。次節では分析に先立ち、評判記のあり方について説明を加えておくこととしたい。

## 第二節 遊女評判記

本稿において中心的に扱う遊女評判記とは、寛永から宝暦頃までに出版された仮名草子の分類の一つである。はじめて遊女評判記の分類を明確にしたのは野間光辰氏であり、氏は寛永初年から宝暦五年に至る間に、出版もしくは出版を予告された遊女評判記をまとめた遊女評判記年表を作成した<sup>(一四)</sup>。また小野晋氏はこの野間氏の年表を元に、射程を貞享初年頃までに区切って増補訂正を加えた年表を作成している<sup>(一五)</sup>。本稿ではこの野間氏と小野氏の年表に依拠し、遊女評判記の分類を行なった。

遊女評判記の主な内容は遊女の評判や遊興論、遊里案内などであるが、大きくは狭義の遊女評判記と広義の遊女評判記にわけられる<sup>(一六)</sup>。

狭義の遊女評判記は文字通り「遊女評判」、すなわち遊女の容姿・才芸・全盛・心中のよしあしなどの品評を主眼とするものを指す。遊興のハンドブックたら



しめようとする実用的目的のもとになされた雑書であり、人別帳的な吉原案内である「吉原細見」の前身とも言える。但し娯楽的読み物としての側面ももち、客の噂や作者自身の告白的記述も多く含まれるなど、実面に特化したものではない。文芸性は希薄なものが多く、評判も個人的主観に基づく偏ったものだが、当時の遊女や客の実態が具体的にうかがえる。

広義の遊女評判記は花街関係書全般を扱う立場から、狭義の遊女評判に加え、諸分秘伝物とその他の内容を含む。諸分秘伝物とは、遊里での作法や駆引といった遊びの種々相を伝授する指南書として、啓蒙実用的性格をもつものである。その対象には客のみならず、遊女を含むことも少なくない。その他のものとしては、遊里遊女を題材とした案内記・見聞記・実録逸話集などの他、艶書文範集・小唄集・双六類まで種々様々なものがある。これらについては仮名草子の分類の内、評判記以外の項目に入れるべきものも多々ある。第二章において主な分析対象とするのは狭義の評判記であるが、諸分秘伝物等も扱うため、本稿では広義の意味で遊女評判記という言葉を用いることとした

い。

評判記は寛永年間～宝暦五年（一六二四—一七五五）までに、実際に刊行したか不明なものも含め総数約二一〇種みえ、内約一〇〇種が伝存している（一七）。天和頃（一六八一—一八三）までに大半の約一五〇種（内伝存約六〇種）が刊行されており、刊行の年代には偏りがある。なお本稿では先述の通り、この評判記の区切りにあわせ、十八世紀中頃までを議論の対象とする。伝存約一〇〇種の内容の分類は、遊女評判が約四五種、諸分秘伝物が約十五種、その他が約四〇種ある（二八）。伝存約一〇〇種の地理的内訳は、吉原が約六〇種、島原が約二〇種、大坂新町が約一〇種、その他が約一〇種であり、吉原を対象とする書が圧倒的な数を占めている。

このように評判記には対象の違いがあるが、年代によつてその内容の特色も異なる（一九）。次章では、客のエピソードを多く含むことを特色とした延宝期の評判記、またその流れを汲むものを多く扱う。評判記ははじめ、個人的な興味関心に基づいて著されたが、その盛行によつて延宝期（一六七—一八〇）には職業的

作者が発生し、作者の関心のみでなく、客寄せの意図をもつ評判記もみられるようになったと考えられている。この頃の作者は大臣客の取り巻きが多く、稼ぎの手段として評をなし、店との繋がりで曲筆する者も現れた。こういった背景からか、この時期には先書に対する盛んな論難とその応酬が行われ、遊女評判も遊女の内情暴露を目的とするような書も多くなつていった。このような延宝の作風は次第に少なくなつていくものの、以降にもその流れを汲むものがみられる。

こういった傾向の評判記には、遊女の評判をめぐつて、遊女がとつた客や、客に対する遊女や周囲の対応が細かに記されている。廓における客の有様を明らかにするために、このような個々の事例の検証は不可欠である。尤も、暴露本であること、職業的作者在在し曲筆がなされたことには、史料の信憑性を考えるにあつて留意しなければならない。しかし、仮に客の事例が虚偽であつたとしても、その客に対する周囲の反応に関する記述は、当時の価値観を反映したものと理解される。また、事例に対する作者（多くの場合は客）の考えが多く語られていることも、延宝期にお

ける遊女評判記の史料的特質である。

以上のような理由から、延宝期の評判記と、その流れを汲む評判記の記述を扱うことは、廓における客の身分をめぐる実態を検証するにあつて有用であるといふことができる。遊女評判記は従来、西鶴作品との関連、あるいは言葉の語義を明らかにするという国文学的な視点から多くの場合扱われてきたため、各遊女評から廓の構造や客の実態といった具体的な事象を明らかにしようとする研究は少ない<sup>(二〇)</sup>。評判記は、廓内は勿論、先述の通り、当時の価値観を議論する上でも重要な視座を与えてくるものである。こういった点を鑑みるかぎり、遊女評判記はなお豊かな可能性を胚胎した史料といえる。

以上、本稿で主な史料として扱う遊女評判記について整理を行ってきた。これらをふまえた上で次章においては、遊女評判記にみられる事例の分析を通し、客の身分をめぐる実態について検証を行っていきたい。

## 第二章 遊女評判記にみられる身分観

本章では、評判記にみられる客の身分をめぐる記述を抽出・分析し、廓における身分のあり方について具体的に検証していくこととする。

### 第一節 身分をめぐる客の願望

まずはじめに、評判記に見られる身分をめぐる客の願望に注目したい。先述の西山氏は客の身分を論じるにあたって根拠となる史料を挙げていないが、氏の考えを裏付けるような記述は評判記に散見される。たとえば、正徳三年（一七一三）刊行、長養軒・通遊軒・如柳堂著『吉原大評判ゑにし染』には、角町「みやうがや吉左衛門内」の「床夜」という遊女の評に次の記述がある。

まことに此かたは高きいやしきのへたてなく、情ふかし。去によつて、一度逢ふ客衆は思ひわする、事あたわす。（傍線引用者 二）

遊女「床夜」は客の貴賤を隔てず、情けも深いため、客は一度会ったら忘れないという。また宝暦四年（一七五四）刊行の廓鶴堂樂水著『吉原評判交代盤栄記』にも、「江戸町式丁目左側亀甲屋内」の「菊その」の評に「客衆の貴賤をゑらばず大せつになさる、ゆへ、日にまし御さかんにして」<sup>(二二)</sup>などあり、同様に客の「貴賤」を選ばないことが賞賛されている。こういった記述は評判記に多くみられ、情をもち、貴賤に隔てなく相手をする遊女が客に好まれた様子がかがえる。また、客を選び好みする遊女を非難する評もみられる。延宝八年（一六八〇）頃刊、今宮からす著『吉原人たばね』、「すみ町 与右衛門内」の「正つね」についての記述である。

有人のいわく、此君、ゑりもとをねらひ、ふさはい成人をきらへりといふ人有。けにや、つとめたらん女郎に、ゑりもと、山水をいままさる有まし。さるか中にもなさけをしり給は、ひんしよくものなり共、いかて、あたになん云ん、少むこきうへかと思ふ。（二三）

襟元をみて客を選ぶ行動が非難され、情けをもち貧職の者であつても大事に扱うことが求められている。大坂の諸分秘伝物『色道諸分難波鉦』（西水庵無底居士著・延宝八年（一六八〇）序）にも、遊女が偉ぶる侍を「侍何とさうもあるまい（引用註、中野三敏校注『色道諸分難波鉦』）によれば「侍だからといって、何だというのさ」の意）。侍畜生奴よ<sup>(二四)</sup>と一喝する場面（例話）が描かれており、遊女は身分秩序に従わない存在として望まれていたことがよくわかる。

加えて、実際に廓の座において身分が意味をなさなかつた様子が、島原を主な対象とした『色道大鏡』（延宝六年（一六七八）序）「巻第十八 無礼講式」にみられる。これは先述の高田氏が、身分の超越を論じる際に主な論拠とした史料である。

都<sup>スベ</sup>に客座<sup>ザ</sup>に着<sup>ツ</sup>げば、宿より腰物<sup>アツカ</sup>を預<sup>アツカ</sup>る。いかなる貴人<sup>キニ</sup>・勇士<sup>ユウシ</sup>たりとても異儀<sup>イギ</sup>にをよばず。若是<sup>モン</sup>を渡<sup>ワタ</sup>さざれば、其所<sup>トメ</sup>に留<sup>トメ</sup>ず。（略）丸腰<sup>マルゴシ</sup>となりて宴<sup>エン</sup>する時は、沙門<sup>シャモン</sup>・女子<sup>ヂヨウシ</sup>に異ならず。盃<sup>サカバシ</sup>を出すに、其<sup>クハキ</sup>「早<sup>ハヤ</sup>き事<sup>コト</sup>菓器<sup>クハキ</sup>・煙器<sup>エンキ</sup>に相<sup>アヒ</sup>全<sup>マナ</sup>じ。酒<sup>サケ</sup>をはじむるに

貴賤<sup>キセン</sup>をわかつたず、盞<sup>サカツキケン</sup>を献<sup>ケン</sup>するに尊客<sup>ソンキヤク</sup>なりとて恐れず。（略）座<sup>ザ</sup>に法躰<sup>ホツタイ</sup>ありとて崇<sup>アガ</sup>めず、老年<sup>ラウネン</sup>なりとて敬<sup>ウヤ</sup>はず。おほくは金銀<sup>ツインヘン</sup>の費<sup>ツカ</sup>敷<sup>シ</sup>ある者、身<sup>ミ</sup>を重<sup>オモ</sup>くし聲<sup>コエ</sup>を高<sup>タカ</sup>くす。（二五）

客は皆腰の物を預けて登楼するのが決まりで、丸腰で酒宴がはじまれば貴賤関係なく皆打ち混じることとなり、多くの場合金を持つ者が勢いをもって騒いだという。確かに登楼の手順を検証してみても、客は身分をはつきりと明かすことなく、匿名の人物として遊興している。その実、客の身分や家業を探ることは遊女や店の重要な手管の一つであつたらしく、前掲『色道諸分難波鉦』には客の見分けについて、「粹と不粹と、阿房賢い、田舎衆京衆、さぶらひ衆、商人の、諸分（引用註、中野三敏校注『色道諸分難波鉦』）によれば「それぞれの区別」の意）はあることで、これは、何とも語られぬ、練磨の功で御ざんす」とあり、その判断方法が種々記されている（二六）。同書には、「こゝもとへ来る程のおとこ、大鼓はしらず、真の名を、いふてくるは一人もいない」（二七）とあり、客は替名・仇名を用

いたため、遊女や店側は供の者や連れ同士の会話の中からそれとなく実名を聞き知ったことがわかる。宝暦以後の史料となるが、寛政七年（一七九五）の「新吉原規定証文」<sup>(二八)</sup>にも、「客帳」と称するものは前々から存在したが「未熟之分も有之趣二候」ため今後はしつかりと記す、但し客の名や住所を詳細に聞くことは客にも商売にも差支えるかもしれないので、「一同客之不響様」取り計らって客帳をとる、といったことが記されている<sup>(二九)</sup>。これらの記述を併せみると、客が身元を隠したが、店も商売のために顕わにしようとしなかったという廓の構造がうかがえる。

以上のように廓では、客の願望においても、実際の登楼制度・慣習においても、西山・高田氏の述べるような、身分秩序を排し、貴賤を隔てなくするような仕組みが確かに存在したことを確認することができる。しかし、客の願望の点について言えば、客はすべての客を全く平等に扱って欲しいと求めた訳でもないようである。作者未詳『吉原歌仙』（延宝八年（一六八〇）頃刊）には、遊女と客の関係について、次のような記述がある。

大てんぐという書に、ゆふぢよは人のあそびものなれとも、あしきものにはあふべからず。あしきものにあへばそのふうぞくに成、こゝろもそれにしたがふ。よき人もあしきけいせいにあへば、またそのふうぞくにうつるといふ事をかきたり。もつともなる事なり。（傍線引用者 三〇）

今日伝存しない評判記『大てんぐ』の記述を引用し、遊女は「あそびもの」ではあるが、その風俗や心がうつるから「あしきもの」とは会ってはならない、客もまた同じであるということ述べている。遊女が本来は誰とでも遊ぶべき「あそびもの」あるいは「あそびめ」であるという考えは、他の評判記にも散見できる。だがここでは、同時に「あしきもの」とは遊んではならないとし、客自らが快く遊ぶため、あるいは遊女を思い遣って、遊女や店に一定の規範を求めている。

## 第二節 客の求める規範

では、ここでいう「あしきもの」とは、具体的にどういった人物を指すのだろうか。『吉原歌仙』の傍線

部の続きには、「あしき」客に会えばその「ふうぞく」が遊女に「うつる」こと、またその逆も有り得ることが述べられており、まずは単に心根や態度の悪い人物が想定される。また、遊廓で「あしき」人物といえは、「野暮」も想定されるであろう。周知の通り、遊廓においては、「意気」や「通」という遊興規範が客によって追及され、それに至らない「野暮」は振られて当然の存在とみなされていた。評判記においても、「野暮」の拒否は多くみられる。たとえば作者未詳『吉原袖か、み』（延宝初年〔一六七三〕頃刊）の「京町 三浦内」の「薄雲」（太夫）評には、「やほのめからは、左みるもことわりと皆人云り。尤かうこそあるべけれ。」<sup>(三二)</sup>と、野暮を振ることは当然で、むしろそうすべきであると記されている。しかし、「あしきもの」とは、単に野暮や心根の悪い人物だけを指したのであろうか。

大臣客の取巻きであった奥平市六の著と推定される『吉原すゞめ』（寛文七年〔一六六七〕刊）には、遊女が「知音」（恋人）にすべきでない客について、次の様に記されている。

#### 知音のしなの事

心さし有といふ人になさけをかけんこと、ゆふ女の道なりとするへし。されともしみてあしきは、

膈人 役者 くるわの内の者

これらは、おそろしき手くたりをもたくむものなれば、よのちいんつたへき、て、うるさくおもふものなり。<sup>(三三)</sup>

「しみてあしき」「知音」として「膈人」、「役者」、「くるわの内の者」があげられている。「膈人」は博奕打ち、「役者」は歌舞伎役者や浄瑠璃役者、「くるわの内の者」は、妓楼の亭主・息子・店の若い者といった店側の人間を言う。要するにこの『吉原すゞめ』においては、野暮といったいわゆる遊興規範ではなく、身分に基づいて「しみてあしき」客が判断されているのである。こういった史料をみるかぎり、『吉原歌仙』にみられる「あしきもの」も、同様に身分観を含んだ言葉であった可能性は否めないだろう。

また、この『吉原すゞめ』では「しみてあしき」と緩やかな表現がされているが、役者について言えば、

そもそもその登楼を禁じる史料もみられる。遊女評判記には分類されていないが、遊郭の事跡を記した『吉原大全』（明和五年〔一七六八〕刊）には、揚屋では芸能民を禁じたという記述がみられる。揚屋とは、客が女郎屋から女郎を呼んで遊興する店である。女郎屋とは遊女を抱える店の事で、揚屋は客の要望を聞いて女郎屋から遊女を呼び出し、客と座敷で遊興させた。遊女を呼ぶ際には揚屋差紙という呼出し状を、揚屋から女郎屋に遣わすのが習いであった。揚屋遊びは多額の遊興費を要する豪奢を極めたもので、客にはそれ相応の財力が求められた。遊女も揚がることを許されたのは最高位の太夫と、それに次ぐ格子のみであったとされ、太夫の消滅した宝暦期には揚屋も消滅した。『吉原大全』にはこの揚屋が存在した頃の差紙について、次のように記されている。

あげやより女良をよびに遣す節、たれくといふ女良の名をしるし、すゑに申樂の類、ならびにかわら者、御法度の客にて御ざなくといふ文言をし、た、め、女良やへ證文を入れたりとぞ。（傍線引）

### 用者 三三)

「申樂」を能役者、「かわら者」を歌舞伎役者などと捉えれば、この差紙は揚屋で芸能民が禁じられていたことを示す史料ということになる。書き写しではなく聞き書きであること、他の廓関連史料にこの文言の差紙について記述がみられないことから、信憑性に疑問の余地はある<sup>(三四)</sup>。しかし他の遊女評判記にも、役者が客として忌避されたことをうかがえる記述は散見される。たとえば、『吉原大雑書』（延宝三年〔一六七五〕刊）の「京町三うら内」「小ふし」（格子）の評である。

されば、此君くらへ物にいわく、上るりやくしや、此君をよひしに、此てきはいやとて、ざしきをけたてたち給ふ事、せんだいみもんのでからとやいわん。（三五）

先の評判記「くらへ物」（『吉原くらべ物』現在伝存不明 三六）から吉原京町三浦屋内の「小ふし」が浄瑠

璃役者を、この客は嫌だと言つて座敷を蹴立てて振つた、という話が引用され、その行為が前代未聞の手柄と賞賛されている。このことから、浄瑠璃役者が断られても当然の存在とみなされていたこと、また、そのようにみなされているにも関わらず、実際には拒否されることはあまりなかったらしい様子がうかがえる。本書は延宝期における暴露本の一つであり、筆者と推定される「小石河住山水氏 頓滴林」については未詳だが、「小石河住」ということは廓内の者ではないのであろう。同作者と推定される『山茶やぶれ笠』の「跋」では、人の話や噂を無批判に載せる評判記を批判し、「おてき（引用註、客）たちをまねきよせ、ひとり／＼の心ねおもはくのよしあし、ことこまやかにかたらせ」たとあるから<sup>(三七)</sup>、客の視点に立つ著者であったことが推測される。『吉原大雑書』ではこの他に、京町三浦屋内の「あつま」も、「かわらやくしや」を客にしたことが評中で取沙汰されている<sup>(三八)</sup>。

また、『吉原大雑書』から十年程時代が下る四国太郎（宝井其角）著『吉原源氏五十四君』（貞享四年（一六八七）成立）にも、役者を客にした遊女「鹿背山」

を批判する評がみられる。著者の其角は著名な俳人で、豪商紀伊国屋文左衛門の取り巻きとして吉原に足を運んでいたとされる。問題の評では、名高い流行り君であった「鹿背山」（吉原京町三浦屋内格子）は、「したらく」（自堕落）なことに「なこや山三」（名古屋山三。歌舞伎役者の比喩、あるいは歌舞伎「不破」を演じた役者か<sup>三五</sup>）を客にしたため品が下った、対して江戸町の「小太夫」は客として来た「むら山のくら」（村山内蔵之丞・歌舞伎のたち役者<sup>四〇</sup>）を役者と知って「盆もけかさ」なかった（盆も交わさず振った）<sup>(四一)</sup>とし、「鹿背山」の所業を酷評している。

同じく『吉原源氏五十四君』の巻末には、揚屋十九軒が正月晦日に定めたという五箇条が記されており、その内の一箇条には「やく者衆きんせい。かさかき御無用。少々御心易き御方に候共、か、か口御すいあるましく候」（傍線引用者<sup>四二</sup>）と記されている。豪華な遊び場であった揚屋では「やく者衆」と「かさかき」（梅毒者）は禁制で、たとえ心易い者であっても、女将が「御すい」（口利きの意か）してはならないと取決められたのだという。



但し、この取決めが実際のものであったのか、また  
こういった考えが店も客も共有する吉原の普遍的な考  
えであったのかについては、判然としない。評判記の  
中には戯作の定書がそれらしく書かれていることもあ  
り<sup>(四三)</sup>、他の遊廓関連史料にこの条文がみられない  
こと、同日に定めたとする条文に施行されたとは思え  
ないものが含まれていることなどから<sup>(四四)</sup>、この条  
文が事実のもので、実際に施行されたと断言すること  
はできない。しかしいづれにせよ、これまでみてきた  
史料を併せ見る限り、役者が慣習として忌避されてい  
たことは間違いないといえるだろう。

役者の他にも『吉原草摺引』（元禄七年（一六九四）  
刊）には、「し、かしらのふへのやく」（獅子頭の笛の  
役）をとったがために「きれいいつきのかた」（綺麗好  
きの方）との仲が絶えたらしい、との噂が記された  
「三好」（京町三浦屋四郎左衛門内格子）の評がみられ  
る<sup>(四五)</sup>。役者のみならず、芸能民が他の客から敬遠  
され、客としてとれば非難の対象となったことがうか  
がえる。

以上、遊女評判記から廓における客の身分をめぐる

記述を抽出し、具体的に検討を加えてきた。廓におい  
ては確かに西山氏の述べるような客の平等願望や登楼  
の慣習、酒興において世俗的な身分を超えるといった  
特殊な状況がみられ、客を差別する遊女も批判されて  
いる。しかしその一方で、「あしき」客を排そうとす  
る客の要求もまた存在した。そしてその「あしき」客  
は、野暮といった廓内の価値基準や単純な金銭の多寡  
のみでなく、役者といった廓外の身分によっても判断  
された。すなわち遊廓においても、廓外の秩序である  
身分観や職業観は依然として意味をもっていたのであ  
る。しかし、こういった実態を明らかにしただけでは、  
なぜ先行研究や当時の史料において遊廓での貴賤の隔  
てなきが称揚されるに至ったかの説明がつかない。次  
章ではこの問題を明らかにすべく、客の身分をめぐる  
言説の差異が意味するところ考察していくこととした  
い。

### 第三章 言説の差異と廓の構造

本章では、第三章でみたような廓の実態があったに

も関わらず、なぜ廓が身分秩序を排する場として称揚されたかについて、廓の構造とあわせて考察をめぐらせていきたい。

## 第一節 差異の要因

第一章でも確認したように、遊廓はしばしば世俗的な身分秩序を超越する場として説明される。そして客の扱われ方に差異が生じるとすれば、それは身分ではなく、客の金銭の多寡、あるいは粋・野暮といった廓内の価値基準によると捉えられる傾向にあった。だが前章で検討したように、遊廓においても廓外の身分観は依然として意味をもっていた。こういった遊廓における身分のあり方は、西山氏・高田氏の見解を否定するものである。しかし先にも述べた通り、両氏がこういった廓の状況をまるでなかったという風に考えていたようにも思われない。また第二章でみた通り、通う客自身も、廓が身分を超える場であったことを記している。こういった言説と実態の食い違いは、どのように説明がなされるだろうか。

まず一つの可能性として、廓における身分を語る際に、そもそも忌避あるいは拒否された客が想定に含ま

れていなかったことが考えられる。第二章でみられた登楼が問題となる客は、野暮の他は、浄瑠璃役者・歌舞伎役者・獅子頭の笛の役などである。これらの人々は廓外において、しばしば差別的な扱いを受ける立場にあった。一般的な客である町人と武家の身分の転倒のみに言説の範囲が限定され、周縁的身分の排除はあくまでわずかな例、あるいは当然のこととみなされ、当時の史料において廓が貴賤の隔てのない場として記されたのかもしれない。

また、先に取り上げた『色道大鏡』巻第十八「無礼講式」についても見解を加えておきたい。「無礼講式」では廓において貴賤が打ち混じる様子が描かれており、前章で見られたような、現実の身分が意味を持つような廓の実態はみえてこない。これは『色道大鏡』が主な対象とする島原と吉原の違いとも考えられるが、「無礼講式」自体の読み方を捉え直す必要もある。この「無礼講式」の趣旨は遊客の無礼な振る舞いの例を挙げながらエチケットを述べることにあり(四六)、常にこのような座が取り持たれていたのかは検討の余地がある。つまり、身分の入り混じる座も存在したが、

身分秩序が意識された場合や、特定の身分を排除する場合も同様であったのではないかとということである。加えて、そもそも登楼自体を拒否される客がいたとすれば、そういった客は「無礼講式」に登場すらしないであろう。先に挙げた揚屋差紙などを考慮すれば、芸能民が登楼以前に拒否された可能性は十分にある。先行研究において廓が身分を超える場として説明されることになったのは、こういった史料にみられる当時の感覚を、批判無く受け入れた結果とも考えられる。

## 第二節 身分をめぐる廓の構造

また他の可能性として、客の忌避や排除に対する解釈の仕方の違いが考えられる。すなわち、ある種の客の排除を廓内の取決めと捉えるか、廓外の身分秩序の持ち込みと捉えるかの違いである。ここでこの推測を考える上で示唆を与えてくれる作品として、井原西鶴の『好色一代男』（天和二年（一六八二）刊）の客の拒否をめぐるエピソードと、この話に対する染谷智幸氏の解釈を取り上げたい。『好色一代男』巻五の「後は様つけて呼」には、「前代未聞の遊女」「情第一

深し」といわれた太夫「吉野」と、京七条通に住む小刀鍛冶の貧しい弟子のエピソードが記されている。この前半部の大略を示せば、以下の通りである。

吉野を見染めた貧しい小刀鍛冶が、なんとかか太夫の揚代五十三匁を貯め、鍛冶職人の休日吹革祭りの日に廓に忍んだ。しかし会うことは叶わず、「及事のおよばざるは」と、身の程いと口惜と歎なげき帰った。このことをある者が吉野に伝えたところ、吉野はひそかにその小刀鍛冶を呼び入れた。感激で涙を流すが何もできず逃げ帰ろうとする男に、吉野は何とか思いを遂げさせ、その上に盃ごとまでして帰させた。揚屋は「是はあまりなる御しかた」と吉野を咎めたが、吉野はわけ知りの世之助様（『好色一代男』の主人公）であればわかってくれるといい、やがてやってきた世之助は「それこそ女郎の本意なれ」と言い、その日の内に吉野を身請けし妻にした。

以上のようにこのエピソードでは、普通は鍛冶職人

が太夫の客になれなかったことが示されている。しかし、本文には小刀鍛冶がなぜ拒否される存在であったかについて、具体的な記述はない。この要因について推測すれば、ここでは二通りの解釈が可能であろう。

一つは、小刀鍛冶の身分にその要因を求める解釈である。『決定版対訳西鶴全集 第一巻 好色一代男』は、小刀鍛冶が「『及事のおよばざるは』と、身の程いと口惜と歎」き帰ったのを、「金さえあれば自由になれるはずなのに、それができないとは」と、自分の身分の低いのを嘆いている」と訳している(四七)。また、鍛冶を客にした吉野を揚屋が咎めたことについては、「太夫は上流人士を客とするので、身分の低い者と契ってはならないとされた」と註に記している(四八)。つまり、身分を理由に小刀鍛冶が拒否されたと解しているのである。これは遊廓に限らない、近世社会の身分秩序が適用されたための拒否とする見方であろう。

いま一つは、小刀鍛冶が廓の取決めに則っていないため、拒否されたとする解釈である。最高位である太夫に参会するためには、前々から人を通して約

束をとりつけるなど、煩雑な手続きが必要であったとされる。また、遊女を買うためには揚代のみでなく、店の者に気を配り、心付けを渡すことも必要であった。そういった廓の常識に則れない(だろう)存在として、小刀鍛冶が拒否された可能性も否めない。こちらは前者と異なり、廓内の論理による拒否という見方である。

この物語はこれまで様々に読み解かれてきたが、染谷氏の場合、廓における金銭の問題を考察する際にこのエピソードを取り上げている(四九)。染谷氏は小刀鍛冶が五十三匁持参したこと、そして吉野が性交渉と盃事を行いあくまで遊女として小刀鍛冶に接していることに注目し、「遊女とは本来、買手の金銭に対して我が身を売るのが商売である。遊廓には様々な格や文化が生まれてしまったために、そうした金銭以外のものが多く入り込むことになってしまったが、金銭と我が身を対価交換するのが本筋である」とし、吉野の行為は遊女として本筋に則ったもので、世之介(すなわち、作者である西鶴)が「女郎の本意」と吉野を賞賛したのは「情け深い一人の女としてではなく、あ

くまでも遊女として接した」ためであると推測している(五〇)。すなわち遊女は本来金銭をもってやり取りするのが本筋であるが、金銭以外の「様々な格式や文化」が廓に生まれたために、この小刀鍛冶は吉野を買うことができず、吉野もまた楼主に責められることとなった、と染谷氏はみているのである。

先に挙げた二通りの解釈に当てはめれば、染谷氏は拒否の要因を、身分という廓外の論理ではなく、廓の「格式や文化」、つまりは廓内の取決めに求めている。しかしながら、それを全く廓内のものとみなしている訳でもなさそうである。廓に「金銭以外のものが多く入り込」んだという言葉からは、廓の「格式や文化」に廓外の要素が多く入り込んでいた、との想定を染谷氏が有していたと読むこともできる。すなわち、仮に小刀鍛冶が拒否された理由が廓外の身分秩序ではなく、廓内の決まりであったとしても、その決まりには廓外の身分制や賤視観も反映されていた可能性がある、ということが示唆されているのである。

廓内の決まりに廓外の論理が入っていたであろうという考えは、廓が現実社会に存するものであった限

り、当然のことである。だが廓の取決めは多くの場合、廓外との差異を明示する特徴として言及されてきた。登楼の際に腰の物を預かる、太夫との参会において客が下座に座る、といった廓特有の決まりは、確かに廓外の社会とは大きく異なる。しかし染谷氏の示唆する通り、廓内外の秩序は明確に分けられるものではなく、両者が複雑に入り組んでいた可能性は十二分にあるだろう。

廓内外の秩序が複雑に繋がっていることを端的に示す例には、西山氏も指摘していた、廓における「武家」の位置付けの問題がある。武家、といっても特に勤番侍は、多くの場合野暮として語られ、勤番武士を意味する「浅黄裏」<sup>あきぎら</sup>は、野暮の代名詞でもあった。すなわち、野暮は必ずしも武士を意味するわけではないものの、武士を想起させる言葉でもあったのである。これは実態に即した認識でもあっただろうが、「浅黄裏」が登場する作品の担い手が多くは町人であったことを考えれば、武士に対する身分的羨望も含まれていただろう。つまり、廓内の規範であるはずの野暮は、廓外を完全に排した概念ではなく、ある一面で既存の身分

秩序と密接な繋がりをもっていたのである。廓では外の論理を振りかざす者は笑われたが、その一方で廓外の論理は、廓の掟を笠に着て、あるいはあえてその論理を転倒させるという形をとって、その威力を保っていたのではないだろうか。

以上のような推測をたてると、先に述べた西山氏の主張の矛盾、論者間の食い違いの要因も明らかになってくる。西山氏は客の身分による扱われ方の差異を知りながらも、その差異を廓の掟や単純な金銭の多寡に基づく順位とみていたのではないか。反して中野氏は、その差異の理由をあくまで廓外の論理である身分秩序に求め、廓内の掟とはみなさなかつたのではないだろうか。廓には、このようにいづれの解釈も可能であるような、俗世のルールを強く意識しながらも、それを覆い隠すようなあり方があつたと考えられるのである。こういった廓のあり方を形作つたのは、客の要望と、商売のためにそれに応えようとした店、そして概ねそれに追従しながらも、必ずしも店や客に従わない遊女という三者三様の事情であつたことが推測される。そういった意味で、廓が身分を超越するといった

西山氏や高田氏の見解は自らは拒否されない客の目線に基づくものであり、中野氏の見解は、廓を内側からみて建て前を理解した店側、あるいは忌避された客の視点に立ったものであつたと理解することもできるだろう。

## おわりに

以上、遊女評判記に焦点を当て、客の身分をめぐる廓のあり方について検討を進めてきた。廓における身分について言及した先行研究には、廓が身分を超えた場であるという見解と、それを否定する見解がみられる。この立場の違いを検討するにあたって、本稿では主な史料として遊女評判記を設定し、廓における客の身分をめぐる状況を実証的に検証した。その結果、廓は確かに西山氏が述べるような「現実を遮断した」場として求められ、且つ実際にそのような場とみなされていたこと、しかしそれと同時に、「あしき」客として忌避あるいは拒否される客も存在したことが明らかになった。そしてその忌避や拒否の判断は、廓内の価

値基準のみでなく、廓外の身分観にも基づいてなされたと考えられる。つまり、一見特異な取決めをもつ廓も、その構造を紐解けば、廓外の社会との密接な繋がりがみえてくるのである。

こういった実態がありながらも、廓がしばしば身分を超越する場として説明された要因には、この言説が忌避される人々を含めない考えのもとにあったということの他、廓自体の構造が考えられる。すなわち、廓では現実の秩序が強く意識されながらも、それが廓内の掟と複雑に絡み合い、覆われ、一見して既存秩序の適用と判断できないような構造が作りあげられていたのではないかということである。客の身分をめぐる言説の違いは、こういった廓の構造をどの立場からみたかの違いとも考えられる。したがって、それぞれの見解の正否を問うのではなく、これらの見解を包括的に捉え、廓の構造を考えて行く必要があるのだろう。

最後に、本稿の課題を述べておきたい。本稿では江戸吉原の一時期を対象を絞り議論を行ったため、時代による推移や地域毎の差異については検証できていない。また、一部の客を「誰が」忌避したかという主体

の問題についても、十分な議論をしていない。今後はこれらの点を課題とし、廓という場における既存秩序のあり方を明らかにしていきたい。

## 註

※頻出する、全七巻の江戸吉原叢刊行会編『江戸吉原叢刊』（八木書店、平成二十三年）については、『江戸吉原叢刊 巻数』と略記する。

(一) 西山松之助著『くるわ』（至文堂、昭和三十八年）／引用・頁数は『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』（吉川弘文館、昭和六十三年）による。七四―七五頁。

(二) 中野三敏著「すい・つう・いき―その生成の過程」（『講座 日本思想 第五卷』（東京大学出版会、昭和五十九年）、一三九―一四〇頁）

(三) 西山著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』（前掲註一）、七四―七五頁

(四) 郡司正勝著『歌舞伎と吉原』（淡路書房、昭和三十一年）、一一―一三頁

(五) 小森隆吉著『「廓」の世界』（学燈社編『国文学 解釈と教材の研究』第二六卷一四号臨時増刊（昭和五十六年十月）、同出版、五九頁）

- (六) 高田衛著「廓の精神史―公界と悪所」(『学燈社編『国文学 釈と教材の研究』第三八卷九号〔平成五年八月〕、同出版) / 他に西山松之助編『日本史小百科 遊女』(東京堂出版、昭和五十四年)などにも、こういった見解が散見される。
- (七) 西山著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』(前掲註一)、七四頁
- (八) 同右、七四―七五頁
- (九) 高田著『廓の精神史―公界と悪所』(前掲註六)、四五頁
- (一〇) 中野著「すい・つう・いき―その生成の過程」(前掲註二)、一三九―一四〇頁
- (一一) 同右、一四〇―一四一頁
- (一二) 西山著『近世風俗と社会 西山松之助著作集 第五卷』(前掲註一)、一五三頁
- (一三) 西山氏は『くるわ』(前掲註一)の二「廓の機能」三「遊女の生懸」において、中野氏は「すい・つう・いき―その生成の過程」(前掲註二)全般において引用している。
- (一四) 野間光辰著『日本書誌学大系』(初刊)『遊女』(昭和五十九年) 女評判記年表 (青裳堂書店、昭和五十九年)
- (一五) 小野晋著『近世初期遊女評判記集(研究篇)』(古典文庫、昭和四十年)
- (一六) 以下、評判記の内容については小野晋著「西鶴と遊女評判記」(『国文学・解釈と鑑賞』第三四卷第一号〔昭和四十四年十月〕、至文堂、三六―三七頁)を参考にした。
- (一七) 評判記の数は特に野間著「近世遊女評判記年表」をもとに計算した。但し野間氏の年表作成時と現在の伝存状況には若干の違いが認められるため、その違いを反映した。また伝存状況が不明のものもあるため、おおよその数で記した。
- (一八) 一冊で様々な内容を扱うものも多く、観点の置き方によっては変動する。
- (一九) 内容の特色については、中野三敏著「遊女評判記研究―西鶴文学の一基盤―」(日本近世文学会編『近世文芸』八号〔昭和三十七年十一月〕、同出版、二九頁)を参考にした。
- (二〇) 遊女評に焦点をあてた研究で本稿の関心と重なるものには、小野著『近世初期遊女評判記集(研究篇)』(前掲註一五)、渡辺憲司著『江戸遊女紀聞―売女とは呼ばせない』(ゆまに書房、平成二十五年)などが挙げられる。これらは遊女評から客の実態を知るといふ本稿の目的とは異なるものの、廓の構造や遊女のあり方について遊女評から明らかにしており、類似した視野に立つ研究と言える。
- (二一) 長養軒・通遊軒・如柳堂著「吉原大評判系にし染」(『江戸吉原叢刊 第五卷』、八三頁・角町みやうがや吉左衛門内太夫座敷持ち床夜)



- (二二) 廓鶴堂榮水著「吉原評判交代盤栄記」(『江戸吉原叢刊 第五卷』、三四九頁)・江戸町式目左側亀甲屋内菊その)
- (二三) 今宮からす著「吉原人たばね」(『江戸吉原叢刊 第三卷』、五一頁)・角町与右衛門内正つね／刊行年の推定については同書、四二七頁)
- (二四) 西水庵無底居士著「色道諸分難波鉦」(中野三敏校注「色道諸分難波鉦」(『岩波文庫』、平成三年)、二〇六頁)
- (二五) 畠山箕山著「色道大鏡 卷第十八無礼講式」(新版色道大鏡刊行会編『新版色道大鏡』(八木書店、平成十八年)、六二七―六二八頁)
- (二六) 西水庵無底居士著「色道諸分難波鉦」(前掲註二四)、二八頁
- (二七) 同右、六一頁
- (二八) 「新吉原規定証文」は吉原の遊女屋・茶屋などによって作成された吉原すべてを対象とする規定で、寛政七年、弘化二年、嘉永六年作成の三種がある。この内、寛政七年の規定のみが町奉行の認可を受け、実際に施行されたものと考えられている(石井良助著「新吉原規定証文について」(『女人差別と近世賤民』、明石書店、平成七年)、一八一頁。寛政七年の規定は全部で八十一箇条、作成の理由は近頃「規定銀三成行候」ためであることがはじめに記されている。本規定は東京都編『東京市史稿 市街編五十二』(同出版、昭和三十七年)に翻刻があるが、異なる底本を用いた石井良助氏の翻刻がより正確と考えられるので、註二九の出典は石井の「新吉原規定証文について」(前掲)による。
- (二九) 同右、一八七頁(「新吉原規定証文」五箇条目)
- (三〇) 作者未詳「吉原歌仙」(『江戸吉原叢刊 第三卷』、一二二頁)・吉原江戸町二丁目東屋内最中／刊行年の推定については同書、四二八頁)
- (三一) 作者未詳「吉原袖か、み」(『江戸吉原叢刊 第二卷』、一七六頁)・吉原京町三浦屋内太夫薄雲／刊行年の推定については同書、四二二頁)
- (三二) 奥平市六著(推定)「吉原すゞめ」(『江戸吉原叢刊 第一卷』、一三五頁)
- (三三) 奥平市六については未詳だが、書名のとおり「吉原雀」、すなわち大臣客の取り巻きとして吉原に入り浸り内情に通じていた者と小野氏は推測している(『近世初期遊女評判記集(研究篇)』(前掲註一五)、一四八頁)。
- (三四) 醉郷散人著「吉原大全」(『江戸吉原叢刊 第五卷』、三九六頁)
- (三五) 揚屋差紙は他にもいくつかの形式が伝えられているが(秀山人著「柳花通誌」(『国書刊行会編』『近世文芸叢書 第十』)同

出版、明治四十四年)、作者未詳「吉原雑話」(『燕石十種 第五卷』中央公論社、昭和五十五年)等)、申楽・河原者の禁を記す差紙はこの『吉原大全』にしか記述がない。他は全て御法度の客ではないことを記すのみである。

(三五) 作者未詳「吉原大雑書」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三三三頁)

『吉原大雑書』の跋に「山茶やぶれ笠」の発行予告があることから、作者は「山茶やぶれ笠」と同一の「小石河住山水氏 頓滴林」と推測される(同書、三七三頁)。

(三六) 稀書複製会編『稀書解説第一編』(米山堂、大正九年、四五頁)によれば寛文中の印本。

(三七) 小石河住山水氏頓滴林著「山茶やぶれ笠」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、四一四頁)

(三八) 作者未詳「吉原大雑書」(『江戸吉原叢刊 第二巻』、三三三頁)

(三九) 名古屋山三は、出雲阿国と歌舞伎踊を創始したとされる伝説的人物。「不破」は延宝八年に江戸市村座で元祖市川團十郎が初演し、大当たりをとったといわれる歌舞伎。当時の内容は定かではないが、現在伝わるものは遊女の葛城をなかにして恋を争う不破判左衛門(豊臣秀次の小姓不破万作がモデルとされる)と名古屋山三の情当を趣向とする。

(四〇) 柳亭種彦によって付された頭注による(四国太郎著「吉原源氏五十四君」(『江戸吉原叢刊 第四巻』、二三頁))。

(四一) 四国太郎著「吉原源氏五十四君」(『江戸吉原叢刊 第四巻』、二二―三三頁)

(四二) 同右、五五―五六頁

(四三) 一例として、作者未詳「吉原歌仙」(延宝八年頃刊)には、

「棧茶拵」と称して散茶女郎への不満が書き綴られている。

(四四) 一箇条目には、貞享四年(一六八七)から散茶女郎が残らず揚屋入りすることが規定されている。しかし、散茶女郎は

揚屋入りできなかったというのが通説的な見解であり、竹嶋

仁左衛門著「洞房古鑑 卷之三」(森統三・野間光辰他編『随

筆百花苑 第十二巻』(中央公論社、昭和五十九年)、七六頁)

にも、寛保四年(一七四四)前後に散茶の揚屋入りがなされていかなかったことがわかる記述がある。他の評判記も併せみるかぎり、散茶の揚屋入りは実行されなかった可能性が高い。

この五箇条には三田村鳶魚氏らが言及しているが、「恋の病」(『鳶魚随筆』(春陽堂、大正十四年)、二八九頁、条文そのものの信憑性は問われておらず、全てが実際に施行された定めであったかどうかについては更なる検証を要する)。

(四五) 鈴木武平著「吉原草摺引」(『江戸吉原叢刊 第四巻』、一七九頁)

- (四六) 渡辺著『江戸遊女紀聞——売女とは呼ばせない』(前掲註二〇)、二八頁／畠山箕山著『色道大鏡 卷第十八無礼講式』(前掲註二五)、六三〇頁
- (四七) 麻生磯次・富士昭雄訳注『決定版対訳西鶴全集第一卷 好色一代男』(明治書院、平成四年)、一五〇頁
- (四八) 同右、一五三頁
- (四九) 染谷智幸著「遊女・遊郭と「自由円満」なる世界―井原西鶴の『好色一代男』を中心に」(『日本文学』第四九卷第一〇号(平成十二年十月))
- (五〇) 同右、二五頁／但し、廓が本来、金銭と遊女が「対価交換」される場であったかについては、検討を要する。